

令和5年度第1回建設廃棄物部会運営委員会 議事録

日 時：令和5年6月28日(水) 13:30～15:10

場 所：全国産業資源循環連合会 会議室 (web会議とのハイブリッド開催)

出席者：藏本 悟 (部会長)、細沼順人、東條智之 (以上、副部会長)

小野智史、梅原義隆、野中昭良 (以上、運営委員)

事務局：室石泰弘、日浦朋子、香川智紀

【配付資料】

次第

出欠表

- | | |
|----------|---|
| 資料 1-1 | 国土交通省地方整備局との協力体制の構築について |
| 資料 1-2 | 建設廃棄物の適正処理及びリサイクルに向けた取り組み |
| 資料 1-3 | 第68回信越・北陸地域協議会資料 (抜粋) |
| 資料 2 | 混合廃棄物分科会報告 |
| 資料 3-1 | ストックヤード運営事業者登録制度に際しての要望 (運営委員限り) |
| 資料 3-2 | ストックヤード申請書類 |
| 参考資料 1-1 | 建設副産物リサイクル推進計画 2020 (地方整備局の施策に関する部分 (表紙・目次・26～58 ページ) 抜粋) (運営委員限り)
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000247.html |
| 参考資料 1-2 | 各地方建設副産物対策連絡協議会等の取組状況 (建設副産物リサイクル広報推進会議資料抜粋) |
| 参考資料 2 | 令和4年度第2回建設廃棄物部会運営委員会議事録 |
| 参考資料 3 | 次期副産物実態調査打合せメモ (運営委員限り) |

【議事】

1. 開会

2. 挨拶

(1) 連合会挨拶

室石専務理事が次のとおり挨拶した。

専務理事に着任後、正副部会長と一緒に国土交通省に挨拶にお伺いした。その際には国土交通省からも非常に協力的なご発言があった。今回の議事の資料 1-1 のとおり関係省庁との連携強化は重要な取り組みであると思う。具体的にどのように取り組んでいくべきかについて忌憚のないご意見を賜りたい。

(2) 部会長挨拶

藏本部会長が次のとおり挨拶した。

部会長に着任後、はやくも1年が経過した。最初に任期中の2年間で一定の成果が得られる

ように進めたいと申し上げた。目指すべき方向として、リサイクル製品の主な利用者である国土交通省の直轄工事の仕様書において、リサイクル製品の利用を明示していただきたいということが大きな目標である。国土交通省の担当部局の方には、処理施設の見学機会を提供するなど国土交通省と連合会の協力関係の構築を進めており、当業界に対するご理解は深まりつつあると考えている。

地域協議会においても地方整備局との協力関係の構築を目指していただきたい。国土交通省本省は、地方整備局に対する後押しにご協力いただけることになっている。

本日は忌憚のないご意見を賜りたい。

日浦事業部長兼調査部長が着任の挨拶をした。

3. 議事

(1) 国土交通省地方整備局との協力関係の構築について

事務局が資料 1-1～1-3、参考資料 1-1～1-2 を説明した。

藏本部長が資料 1-1 及び資料 1-2 は、事前に国土交通省にもご確認いただいていることについて補足説明をした。

続いて意見交換を行い、資料 1-1 及び 1-2 は原案どおり承認された。

運営委員は参考資料 1-1 及び 1-2 を参考として、必要に応じて資料 1-2 のスライド 18 以降に、地元地域の課題等を整理することとした。

出された意見は以下のとおり。

梅原：中部地域協議会を代表して運営委員に選任されているが、中部 4 協会の全てに建設廃棄物部会があるわけではない。静岡協会の総会時に中部 4 県会長が見えた際に、中部地域協議会内に建設廃棄物部会の協議会の設置を依頼した。その際には設置の確約はいただいておらず、まだ設立に向けた動きはない状況である。中部地域協議会で意見をとりまとめる体制が整っていない状況である。全産連からも各地域協議会に働きかけを行って欲しい。

藏本：連合会理事会が 7 月 11 日に開催されるため、その席上で、全協会に建設廃棄物部会を設置することと各地域内での部会活動の実施を依頼したい。地方整備局に対する働きかけを行う場合には、各地域に部会がなくても運営委員として地域協議会内でコミュニケーションを取りながら進めていただければ問題はないと考えている。

梅原：今後、協議を進めてまいりたいが、時間がかかることをご了解いただきたい。

東條：四国 4 協会も、全ての協会に建設廃棄物部会があるわけではない。組織として活動していくためには、運営委員だけでは限界があるため、全産連の理事会では、全協会に建設廃棄物部会を設置することを決議していただきたい。これにより課題が共有され、全体として同じ方向に進めていくことができる。

小野：北海道・東北地域協議会も建設廃棄物部会が設置されていない協会がある。私から地域協議会内に依頼するが、全産連からも依頼して欲しい。

野中：九州では当たり前のようにコミュニケーションを取ってきたので、今更このような話題

になっていること自体に若干の違和感を覚える。処理業者にも、建設業が中心、解体業が中心など様々であり、それにより意見は異なる。建設行政も国、県、自治体により対応が全く異なる。国は比較的協議を進めやすいが、県との協議は敷居が高く協議の場を設けることすら難しい。提案のとおり進めて行くことは大変良いことである。業界もそうだが、行政の課題やそれに対する考え方は県ごとの差が大きく、一定の方向性を見出すまでは大変だと思う。

蔵本：運営委員の皆様の努力に頼らざるを得ない部分が大きいだらう。これまで全産連の活動は法改正などに注力してきたが、地元で事業に直接反映できる活動こそ重要だと思う。是非とも皆様方のお力をお借りしたい。

細沼：関東では関東地方整備局ではなく本省と協議してしまう。それは地域協議会も全産連も同じである。東京協会では産廃、建設業の4団体の協力関係が構築できている。国土交通省との協議を進める中で、国土交通省からは東京や近畿などローカルな問題に対して対応することは難しいと指摘された。例えば、国土交通省が当社を訪問した際に、東京では土が余っていることを訴えたところ、国土交通省から全国的には土不足の状態であると指摘された。国土交通省として認識している課題と、地域で抱えている課題は異なるため、地域での活動を進めていく必要がある。全産連の中では地域内での意見集約すらできていない。今更ではあるが今からでも取り組みを進めていく必要がある。

野中：全国的に見て東京は特殊である。九州では石膏ボードや汚泥についての関心は高くはない。地域が抱える問題は全く異なっているため、全産連がそれら全てを整理する必要はないと思う。

野中：全産連としてのメリットをどのように作っていくかが重要ではないか。例えば優秀な施設への搬入を特記仕様書で指定してもらうことなどが考えられる。また公共工事の総合評価では、防災協定を締結していれば加点される仕組みがあるが、大分協会は大分県と災害協定を締結しているにも関わらず加点されない。一方、どのような活動をした結果であるかは分からないが鹿児島協会は加点されている。全国的に加点されているのは建設業界、港湾業界のみである。

野中：九州地域協議会建設廃棄物部会（年2～3回程度開催）には、国土交通省の担当者が毎回参加している。

野中：全産連の運営委員会にもかかわらず運営委員の人数が少ない。ほかの地域の話も聞いてみたい。

蔵本：九州はコミュニケーションがとれているので課題を把握できているだろうが、中国ではそれができていない。体制を整備していく中で課題が整理できることを期待している。

蔵本：分科会は沢山の方が参加されている。運営委員にも分科会への参加をお願いしているので積極的にご参加いただきたい。

蔵本：総合評価では、岡山も加点されているが、これは協会から行政に働きかけて認められたためである。待っているだけでは加点されることはなく、協会として活動するべきである。

東條：徳島も防災協定は公共工事の総合評価において加点されている。

東條：九州では石膏ボードに関心がないとの指摘があったが、混合廃棄物分科会の活動方針は、

連合会や運営委員会からの指示によるものではなく、分科会員に意見を聞いて整理したものである。

藏本：中国も建設廃棄物部会が揃っていない。明日（6月29日）に中国地域協議会が開催されるため部会設置を提案したい。そして中国地域協議会として中国地方整備局との協力関係の構築に向けて努力したい。

（参考）各協会における建設廃棄物関係の部会の設置状況

協会	部会名	協会	部会名
北海道	収集・中間・建設部会	青森	建設廃棄物部会
岩手	—	宮城	—
秋田	—	山形	—
福島	建設系廃棄物部会	茨城	再生砕石専門部会
栃木	建設廃棄物部会	群馬	—
埼玉	建設系廃棄物処理推進事業委委員会	千葉	建設廃棄物部会 賛助会員建設部会
東京	建設廃棄物委員会	神奈川	建設廃棄物特別委員会
山梨	建設廃棄物部会 木材リサイクル特別部会	新潟	建設廃棄物部会
富山	建設廃棄物部会	石川	建設廃棄物部会
福井	建設部会	長野	—
岐阜	—	静岡	建設廃棄物部会
愛知	建設廃棄物部会	三重	—
滋賀	建設解体部会	京都	—
大阪	建設特別部会	兵庫	—
奈良	—	和歌山	建設廃棄物部会
鳥取	—	しまね	解体部会
岡山	—	広島	リサイクル部会建設廃棄物リサイクル分科会
山口	建設廃棄物部会	徳島	建設解体部会
香川	建設廃棄物部会	えひめ	建設廃棄物専門部会
高知	—	福岡	建設廃棄物部会
佐賀	建設廃棄物部会	長崎	建設廃棄物部会
熊本	建設廃棄物部会	大分	建設廃棄物部会
宮崎	建設廃棄物部会	鹿児島	建設廃棄物部会 再生砕石分科会 建設汚泥分科会
沖縄	建設廃棄物部会		

出典：令和4年度正会員組織運営状況及び会員数報告書

（2）混合廃棄物分科会報告

資料2を事務局が説明し、意見交換を行った。

出された意見は以下のとおり。

東條：分科会での検討はこれらの課題に限るものではないと考えている。出席できる方は大いに出席していただきたい。混合廃棄物分科会は、意思疎通を深めるために対面で開催することを考えている。

梅原：分科会は誰でも参加可能であることが会員に伝わっていないので再度周知してはどうか。

事務局：混合廃棄物分科会は、協会を経由して申込があれば参加可能である。再生土木資材分科会は、二つの分科会を統合したため、議論の方向性が整理できるまでは統合前の分

科会の参加者に限定して検討を進めている。令和4年度第2回運営委員会において、運営委員は、分科会を含めた連合会建設廃棄物部会での検討状況を、各地域において広める役割を担っていただくこと。そのために運営委員は分科会に参加していただくこと。そのうえで、運営委員本人が継続して参加するか、分科会での議論に相応しい方を紹介していただくことが、藏本部長から提案され、承認されている。この方針に基づき徐々に参加者を増やしてまいりたい。

細沼：運営委員会も、可能であれば対面で参加していただくこともご検討いただきたい。

藏本：テーマに関心がある方がいれば、協会を通じて連合会に申し込んでいただきたい。

(3) スtockヤード運営事業者登録制度について

細沼副部長が資料3-1及び3-2を説明した。説明の概要は以下のとおり。

本年5月に建設発生土のストックヤード運営事業者登録制度が開始された。併せて盛土規制法が施行された。ストックヤード業は、廃棄物処理法による許可業者も登録可能である。一方、盛土規制法における「建設汚泥処理土」の扱いは、「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)のスライド28に、「建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。」と記載されている。

建設発生土関係団体の担当者から私(細沼副部長)に対して、内々に以下の相談があった。

- ・ 建設発生土リサイクル協会において、産業廃棄物処理業者がストックヤード運営事業者として登録を認められた場合、建設汚泥改良土ロングリング施設が発生する懸念が指摘されている。
- ・ そこで、当連合会建設廃棄物部会から国土交通省に、ストックヤード運営事業者としての登録を辞退することを申し入れることを検討していただけないか。

私の判断で回答することはできないため、皆様の意見を確認したうえで、私から当該団体の担当者に回答しておきたいと考えている。

細沼副部長が出席者に順番に発言を求めた。

梅原：再生砕石や建設汚泥改良土を扱っている業者の多くは残土も扱っており、これを区別することは難しい。同一施設で建設発生土と建設汚泥改良土を受け入れる施設は登録できないとすることは問題である。利用者側は改良土を主体として考えているため、当業界が排除されないように活動してまいりたい。

野中：建設発生土関係団体の指摘はおかしいのではないかと。

小野：産業廃棄物処理施設を除外するという考え方自体が問題である。

東條：低品質建設汚泥改良土という表現自体も問題である。

藏本：全国において優良な製品の流通を阻害することは避けるべきであり、建設発生土関係団体の指摘は問題である。

室石：別の制度の問題を同じ制度であることのように論じていることは問題である。例えば廃棄物処理業を営んでいる法人が食品製造業を営む場合に、許可を出さないというこ

とはあり得ない。それぞれを所管する法律の中で判断すれば良いことである。

以上の意見を踏まえ、細沼副部長から建設発生土関係団体の担当者に以下の内容を伝えるとともに、当部会と利益相反の関係にある団体に負けないような活動を展開していくことを確認した。

「ストックヤード運営事業者登録制度と廃棄物処理法による許可は全く別の法体系や制度に基づくものである。廃棄物処理法により許可を取得している事業者を、ストックヤード運営事業者登録制度から除外することがあってはならない。」

(4) その他

事務局が石膏ボードの建設リサイクル法の特定建設資材追加の状況について報告した。

4. その他

特になし。

5. 閉会